第13号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和7年度）

住　　所　長崎県大村市箕島町５９３番地

事 業 者 名　長崎空港ビルディング株式会社

代 表 者 名
（役職名および氏名）　代表取締役社長　衛藤　勇

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
旅客搭乗橋(PBB)	PBB更新時にユニバーサルデザインPBBを順次導入予定。（6基設置） →2021～2023年度：3基更新済、残り3基についても更新に向け計画中	PBB更新に向け計画中 車いす利用者や高齢者ほかの安全かつ円滑な移動環境の整備を目的に、横断歩道すりつけ勾配の改善工事を実施。（2025年7月完了）

②　航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ターミナルビル内階段	手摺りの設置及び階段に通ずる場所を示す点字も設置済。 今後もユニバーサルデザインの内容変化に柔軟に対応し、バリアフリーを推進していきたい。	館内ロビーチェア更新時において、ユニバーサルデザイン対応の椅子を採用（22台）

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
高齢者・障害者に関する民間資格を持つ職員の配置	全ての接客部門（案内所、直営売店・飲食店、カードラウンジ）に「サービス介助士」有資格者を配置。 ※2025年4月現在、社内に82名の有資格者が在籍 ・サービス介助士資格 2025年度は新規に2名資格取得予定	計画通り実施済

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・筆談器の活用 ・車椅子の活用 ・ウェブアクセシブリティ	・案内所に簡易筆談器及びタブレット端末の筆談アプリを設置し、聴覚障害者等の対応に活用。 ・1階案内所に3台、2階直営店舗（ｶｰﾄﾞﾗｳﾝｼﾞ、売店）に2台車椅子を設置し、高齢者・障害者に対応。 ・長崎空港ホームページのトップページに「お手伝いが必要なお客様へ」のアイコン、及び「施設・サービス」ページに「お体の不自由なお客様へ」のアイコンを設置。	・計画通り実施 ※車椅子の設置については1階案内所に3台、2階ｶｰﾄﾞﾗｳﾝｼﾞに1台に変更

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・研修の実施 ・高齢者・障害者に関する民間資格者の養成	・全社員に対しサービス介助術習得のための社内訓練を実施。 ※「サービス介助士」有資格者を「社内インストラクター」として育成し、社内インストラクターが普及訓練を実施	・計画通り社内訓練を実施（2025年7月～12月） ・2025年度は新たに2名資格取得済

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
館内施設及び職員配置	長崎空港ホームページにて情報発信（変更及び更新時含）	「ながさきピース文化祭2025」開催に合わせて、館内へカウントダウンボードを設置

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

車椅子利用者や障害者の公共利用の際には情報共有を行い、安心してご利用になれる環境づくりを実施。

（３）報告書の公表方法

長崎空港ホームページ及び長崎空港ビルディング株式会社の会社ホームページにて公表。

（４）その他

Ⅱ　航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況（航空旅客ターミナル施設ごとに記入）

（令和8年3月31日現在）

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
長崎空港 国内線旅客ターミナルビル	長崎県 大村市 箕島町	人 8,756	○	○	総数　6 旅客搭乗橋 設置数　（5）	○	○	○
長崎空港 国際線旅客ターミナルビル 空港ビル会社部分	同上	190	○	○	総数 旅客搭乗橋 設置数	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
（合　計） 計 2 ターミナル			2	2	総数　6 旅客搭乗橋 設置数　（5）	2	2	2

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（1）　過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	－
（2）　過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	－

（第13号様式）

注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に〇印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。